

第5回 邑楽町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年11月9日（月）午後3時00分～3時25分
2. 開催場所 邑楽町役場 201会議室
3. 出席委員 8人
 - 1番 横山 正行
 - 2番 金子 節夫
 - 3番 松崎 マサエ
 - 5番 小林 修
 - 6番 中村 政五郎
 - 8番 高田 洋子
 - 9番 天谷 豊
 - 10番 大川 則彦
4. 欠席委員 4番 松島 章倫 7番 島田 信成
5. 事務局 事務局長 吉田 享史 係長 國府田 論 主任 大澤 勇太
6. 議事日程
 - 第1 議事録署名委員の指名について
 - 第2 議案
 - 議案第16号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について（所有権）
 - 議案第17号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について
 - 第3 報告
 - 報告第4号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出について
7. 会議の概要

会長（天谷）	<p>それでは只今より、第5回邑楽町農業委員会総会を開会いたします。事務局より出席状況の報告をお願いします。</p>
事務局長（吉田）	<p>本日、松島委員、島田委員から欠席の報告をいただいております。只今の出席委員数は、8名でございます。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の報告の通り、本日の出席委員数は8名です。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、在任委員の過半数が出席しております。よって、第5回邑楽町農業委員会総会が成立したことを宣言いたします。</p> <p><会長挨拶></p> <p>これより議事に入ります。議事日程第1、議事録署名委員の指名についてですが、総会会議規則第25条第2項の規定により、議席番号10番大川則彦委員、同じく1番横山正行委員を指名いたしますので、ご了承お願いいたします。</p> <p>次に議事日程第2、議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてを議題といたします。1番について事務局より説明願います。</p>
事務局（國府田）	<p>議案第16号、農地法第3条第1項の規定による許可申請（所有権）についてであります。次の通り、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったので、審議の決定を求めます。令和2年11月9日、邑楽町農業委員会長、天谷豊。</p> <p>番号1番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、1ページから2ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。11月6日、1班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は雑草や雑木がやや生えていましたが、整えた形跡が感じられる状態でした。これからはしっかりと管理したうえで耕作に供するというのを代理人を通じて確認しております。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
会長（天谷）	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。続きまして2番について事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>番号2番、売買です。譲受人、譲渡人及び土地の表示、申請理由等につきましては、議案書記載の通りでございます。資料につきましては、3ページから4ページに記載がございます。</p> <p>現地確認を行っておりますので、報告を併せて申し上げます。11月6日、1班の委員の皆様と現地確認調査を行いました。申請地は農地として適切に管理されておりました。以上、皆様の審議を宜しく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局の説明が終わりました。これより質疑に入ります。この件に関しまして、質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手願います。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員でありますので、本案件は原案の通り可決し、許可することと決定します。</p> <p>続きまして議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。1番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局（國府田）</p>	<p>議案第17号、農地法第5条第1項の規定による許可申請についてであります。次の通り、農地法第5条第1項の規定による許可申請があったので、意見の決定を求めます。令和2年11月9日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>番号1番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、5ページから8ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確</p>

会長（天谷）	認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。
5 番（小林）	<p>5 番小林です。11月6日に事務局と1班で行いました。申請地は大字篠塚字水立地内、案内図は資料5ページ、付近状況図は6ページを参照してください。申請地は現在きれいに管理されており、農地区分はその他農地に該当し、第2種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして2番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号2番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、9ページから12ページを参照してください。以上です。</p>
会長（天谷）	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
5 番（小林）	<p>5 番小林です。11月6日に事務局と1班で行いました。申請地は大字石打字宿畑地内、案内図は資料9ページ、付近状況図は10ページを参照してください。申請地は第1種農地と判断されますが、不許可の例外である集落接続に該当します。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくをお願いします。</p>
会長（天谷）	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p>

<p>会長（天谷）</p>	<p>します。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして3番について事務局より説明を願います。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>番号3番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、13ページから16ページを参照してください。以上です。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
<p>6番（中村）</p>	<p>6番中村です。11月6日に事務局と1班で行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料13ページ、付近状況図は14ページを参照してください。申請地は多々良駅から200メートル程の地点に位置し、原則許可に当たる第3種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしく願います。</p>
<p>会長（天谷）</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手なし）</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（挙手全員）</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして4番について事務局より説明を願います。</p>

事務局(國府田)	<p>番号4番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、17ページから20ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番(中村)	<p>6番中村です。11月6日に事務局と1班で行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料17ページ、付近状況図は18ページを参照してください。申請地は先ほどの案件と同様、第3種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告といたします。皆様のご審議をよろしくお願いします。</p>
会長(天谷)	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。続きまして5番について事務局より説明を願います。</p>
事務局(國府田)	<p>番号5番。譲受人、譲渡人、土地の表示、申請理由、転用目的等については、議案書記載の通りです。資料につきましては、21ページから24ページを参照してください。以上です。</p>
会長(天谷)	<p>事務局からの説明が終わりました。続きまして、現地確認調査を行った担当委員からの報告をお願いします。</p>
6番(中村)	<p>6番中村です。11月6日に事務局と1班で行いました。申請地は大字鶉字堀向地内、案内図は資料21ページ、付近状況図は22ページを参照してください。申請地は先ほどの案件と同様、第3種農地と判断されます。1班として現地や周辺農地の状況等を総合的に判断した結果、許可相当との結論に達しました。以上、現地確認の報告と</p>

6 番 (中村)	<p>いたします。皆様のご審議をよろしく申し上げます。</p>
<p>会長 (天谷)</p>	<p>担当委員からの現地調査報告が終わりましたので、質疑に入ります。この件に関して質疑のある方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手なし)</p> <p>無いようですので、質疑を打ち切り採決を行います。この件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(挙手全員)</p> <p>挙手全員、よって本案件は原案通り可決し、許可相当という意見を付して、県知事へ送付することと決定いたします。</p> <p>続きまして議事日程第 3、報告第 4 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について、事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局(國府田)</p>	<p>報告第 4 号農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出についてであります。次の通り、農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出があったので報告します。令和 2 年 1 月 9 日、邑楽町農業委員会会長、天谷豊。</p> <p>こちらは市街化区域内における 5 条の届出によるものでございます。番号 1 番から 4 番につきまして、内容については議案書記載の通りでありまして、資料については 2 5 ページをご参照ください。以上、ご報告申し上げます。</p>
<p>会長 (天谷)</p>	<p>以上で本日予定された議案の審議は、すべて終了いたしました。これで第 5 回邑楽町農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記の会議顛末は書記が記載したものです。その内容について相違なきことを証するため署名捺印します。

令和2年12月10日

邑楽町農業委員会 会長 天谷 豊

委員 大川 則彦

委員 横山 正行